

## 件名 アイオワ州における再開可能な社会経済活動の対象拡大

### 【ポイント】

6月10日(水)、レイノルズ知事は、6月12日午前8:00から社会経済活動の条件を緩和し、対象を拡大する宣言に署名しました。これまで一部活動に課されていた通常営業時の半分の定員で営業という条件が解除されるほか、これまで再開されていなかった野外の劇場、野外の遊技場および高齢者用デイケア施設等の再開が可能となります。詳細は関連のリンクをご確認下さい。

### 【本文】

6月10日(水)、レイノルズ知事は、6月12日午前8:00から社会経済活動の条件を緩和し、対象を拡大する宣言に署名しました。本宣言は6月25日午後11:59まで有効です。

なお、社会経済活動が一部再開しましても、基礎疾患がある方や65歳より高齢の方は自宅での滞在が強く促されておりますところご注意ください。

#### 1 社会経済活動の条件緩和

- ・ 次の社会経済活動については、通常営業時の半分の定員とすることが、再開の条件から解除されます。

対象となる活動：各種集会、レストラン（レストランについては、10名を超えない人数のグループに限定することや生演奏者間及び生演奏者と客の間の社会的距離の維持という条件も解除されます。）、バー、フィットネスセンター、カジノ、理美容店、レーストラック、モール、映画館、劇場等

- ・ 次の業種については、セルフサービスによる食事の提供が可能となります。

対象となる業種：レストラン、カジノ、映画館、劇場、モール（フードコート）等

- ・ 次の業種については、予約のみの受付という条件がなくなります。

対象となる業種：理美容店

#### 2 引き続き必要となる措置

上記1のとおり条件が緩和された後にも、社会的距離の維持（生演奏者関連を除く）と感染対策の徹底は条件として課されます。

#### 3 6月12日午前8:00から新たに再開が可能となる業種

野外の劇場、野外の遊技場、高齢者用デイケア施設や集会場は、これまで再開が許可されてきませんでした。社会的距離の維持と感染対策実施を条件として再開が可能となります。

本宣言の詳細については、以下を参照願います。

[https://governor.iowa.gov/sites/default/files/documents/Public%20Health%20Proclamation%20-%202020.06.10.pdf?utm\\_medium=email&utm\\_source=govdelivery](https://governor.iowa.gov/sites/default/files/documents/Public%20Health%20Proclamation%20-%202020.06.10.pdf?utm_medium=email&utm_source=govdelivery)

<https://governor.iowa.gov/press-release/gov-reynolds-signs-new-proclamation-continuing-the-state-public-health-emergency-5>

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: [ryoji1@cg.mofa.go.jp](mailto:ryoji1@cg.mofa.go.jp)

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。